

香川県条例第4号

香川県使用料、手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～569 略				1～569 略			
570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略			570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略		
<u>570の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の接道に関する認定申請手数料</u>		<u>1件</u>	<u>27,000円</u>				
<u>570の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の道路内の建築認定申請手数料</u>		<u>1件</u>	<u>27,000円</u>				

571 建築士免許手数料	略
571の2～598 略	

備考
略

571 建築士免許手数料	略
571の2～598 略	

備考
略

(建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造の建築物(主要構造部を準耐火構造としたもの<u>（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。）</u>を除く。)の教室(生徒、児童、幼児又は園児を収容する居室を含む。)で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) <u>特定主要構造部</u>を耐火構造とすること。 (2)～(6) 略</p> <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造である建築物<u>（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）</u>又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階に限る。)又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条(第4号を除く。)及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有</p>	<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造の建築物(主要構造部を準耐火構造としたものを除く。)の教室(生徒、児童、幼児又は園児を収容する居室を含む。)で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 興行場等の用途に供する部分の主階が避難階以外の階にある建築物は、この節の前各条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>主要構造部</u>を耐火構造とすること。 (2)～(6) 略</p> <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。)又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条(第4号を除く。)及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有</p>

するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

4 略

第9節 耐火建築物の特定主要構造部に対する制限の特例

第28条の3 特定主要構造部が令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第3条第1号、第9条、第14条第4項、第19条並びに第22条第1号及び第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第19条及び第22条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第3条第1号、第9条、第14条第4項及び第22条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

4 略

第9節 耐火建築物の主要構造部に対する制限の特例

第28条の3 主要構造部が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第3条第1項第1号、第9条、第14条第4項、第19条並びに第22条第1号及び第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第19条及び第22条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第3条第1項第1号、第9条、第14条第4項及び第22条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。